

佐野市農地利用最適化推進委員の募集要項

1 募集人数

16人 担当区域及び定数は次のとおり

区 域 名	定数	区 域 名	定数
第1区(佐野、堀米、旗川)	1人	第7区(栃本、田沼北部)	1人
第2区(赤見)	1人	第8区(三好、野上)	2人
第3区(植野)	2人	第9区(新合、飛駒)	2人
第4区(界、犬伏)	2人	第10区(葛生)	1人
第5区(吾妻)	2人	第11区(常盤、氷室)	1人
第6区(田沼、戸奈良、田沼南部)	1人		

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分

佐野市特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 担当区域において、農業委員とともに農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、地域計画に関する活動）の推進業務、それに伴う現地での調査、指導等を行います。
- (2) 農業委員会の総会において、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。
- (3) 農地の売買、賃借の許可申請などに係る現地確認に協力します。ただし、許認可等については農業委員会の総会等で農業委員が審議します。

5 報酬額

384,000円／年額 ※ほかに予算の範囲内において能率に係る加算あり

6 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 佐野市の一般職の職員である方

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、佐野市産業文化スポーツ部農政課又は佐野市農業委員会事務局までご提出ください。なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しませんので、あらかじめご承知おきください。

(1) 推薦及び応募様式

個人（３人以上）が推薦する場合	別記様式第１号
団体が推薦する場合	別記様式第２号
自ら応募する場合	別記様式第３号

(2) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、佐野市のホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地
産業文化スポーツ部農政課	佐野市高砂町 1
農業委員会事務局	佐野市高砂町 1
田沼行政センター	佐野市田沼町 974-3
葛生行政センター	佐野市葛生東 1-11-8
赤見支所	佐野市赤見町 3082
野上支所	佐野市白岩町 486-1
新合支所	佐野市閑馬町 361-1
飛駒支所	佐野市飛駒町 1576-2
佐野新都市行政サービスセンター	佐野市高萩町 1324-1 イオンモール佐野新都市 2 階

8 提出期間

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）から令和 7 年 1 0 月 7 日（火）まで（必着）

※市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに提出してください。

9 選任方法及び結果の通知

提出された書類等をもとに、佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下、「評価委員会」といいます。）が被推薦者及び応募者の評価を行います。農業委員会は、評価委員会の結果をもとに佐野市農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」といいます。）候補者を選定し、農業委員会総会の承認を受けて推進委員を委嘱します。選定結果につきまして、令和 8 年 4 月末までに、被推薦者、推薦者及び応募者に文書でお知らせします。

※ 評価方法として、書類審査のほかに面接を行う場合があります。

10 書類の提出先及び問合せ先

佐野市役所 3 階 産業文化スポーツ部農政課（電話 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 4 3）又は佐野市農業委員会事務局（電話 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 9）

11 その他

(1) 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員は兼任することはできません。

(2) 法令の定めにより、受付期間中の中間及び期間終了後に、推薦及び応募に関する情報を佐野市のホームページで公開しますので、あらかじめご承知おきください。